

福岡県公報

平成19年7月13日
第2702号

目次

告示(第1353号—第1359号)

| | | | |
|------------------------------|-----------|-------|----|
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 1 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) | | 1 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 2 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 2 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課) | | 2 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課) | | 3 |
| 公 告 | | | |
| 平成18年度福岡県情報公開条例の運用状況 | (県民情報広報課) | | 3 |
| 平成18年度福岡県個人情報保護条例の運用状況 | (県民情報広報課) | | 12 |
| 福岡県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦 | (労働政策課) | | 18 |
| 都市計画の案に係る公聴会の開催 | (都市計画課) | | 18 |
| 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (監査保護課) | | 19 |

告 示

福岡県告示第1353号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市横隈字野中981 - 6 から981 - 8 まで、983 - 1、983 - 4 から983 - 6、字中内畑1811 - 1 から1811 - 7 まで、1813 - 2、字下内畑1815 - 1 及び1815 - 4 から1815 - 26 まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神1丁目11番17号
西日本鉄道株式会社 代表取締役 長尾 亜夫

福岡県告示第1354号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人グループホームやまびこ
 - (2) 代表者の氏名
田中 秋子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区町上津役東三丁目10番16号
 - (4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、高齢者、痴呆性老人及びその家族に対して、グループホーム事業、在宅福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、地域社会を豊かで住みやすくするために、高齢者への介護サービス事業及び在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域社会にとっての貴

重な社会資源としての役割を担い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|----------------|-------|---|------------------|---------------|
| 久留米 | 県 道 | 坂 口 線 藤 吉 | 前 | 久留米市大善寺町中津2440番先から 同市大善寺町中津1049番3先まで | 4.6 ～ 11.0 | 700.0 |
| | | | 後 | 同 上 | 5.8 ～ 11.0 | 700.0 |
| 久留米 | 県 道 | 藤 田 線 日 吉 町 | 前 | 久留米市西町604番10先から 同市西町628番2先まで | 8.2 ～ 9.2 | 138.0 |
| | | | 前 | 同 上 | 9.0 ～ 11.0 | 152.0 |
| | | | 後 | 同 上 | 8.2 ～ 9.2 | 138.0 |
| | | | 後 | 同 上 | 9.3 ～ 11.4 | 152.0 |

福岡県告示第1356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成19年7月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|--------|----------------|---|
| 久留米 | 坂 口 線 藤 吉 | 久留米市大善寺町中津2440番先から 同市大善寺町中津1049番3先まで |
| 久留米 | 藤 田 線 日 吉 町 | 久留米市西町604番10先から 同市西町628番2先まで |
| 朝 倉 | 八 女 線 香 春 | 朝倉郡東峰村大字宝珠山3048番1先から 同郡同村大字宝珠山3118番先まで |
| 朝 倉 | 八 女 線 香 春 | 朝倉郡東峰村大字宝珠山3189番1先から 同郡同村大字宝珠山3487番先まで |

福岡県告示第1357号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市仲畑一丁目211番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市仲畑一丁目31 - 33
城戸 久子

福岡県告示第1358号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年2月19日農林水産省告示第280号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1359号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年1月12日農林水産省告示第31号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成18年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻 生 渡

平成18年度福岡県情報公開条例の運用状況

I 公文書の開示

1 公文書の開示請求と決定の状況

平成18年度における公文書の開示請求の件数は553件で、月平均約46件となります。そのうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、開示請求の件数553件から取下げ及び却下の件数54件を除いた499件です。また、実施機関が開示決定等を行った件数から不存在を理由とする非開示27件を除いた件数(472件)に対する全部開示と部分開示を合わせた件数(458件)の割合(実質開示率)は97パーセントと なります(表1)。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

| 開示請求 の 件 数 | 決 定 の 状 況 | | | | 実 開 示 率 % |
|---------------------|-----------|------|-------|-----------------------|-----------------------|
| | 全部開示 | 部分開示 | 取 下 げ | | |
| | | | 非開示 | 不 存 在 却 下 | |
| 553 | 205 | 253 | 41 | 27 | 97 |

2 実施機関別の開示請求件数と決定の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事部局386件、教育委員会59件、選挙管理委員会53件、警察本部42件などとなっています。知事部局では、土木部に対するものが最も多く、次いで保健福祉部、環境部の順となっています（表2）。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

| 実施機関 | 開示請求の件数 | 決定の状況 | | | | 取下げ |
|------------|---------|-------|------|-----|----|-----|
| | | 全部開示 | 部分開示 | 非開示 | | |
| | | | | 不存在 | 却下 | |
| 知 | | | | | | |
| 総務部 | 39 | 12 | 22 | 4 | 3 | 1 |
| 企画振興部 | 6 | 3 | 1 | 1 | | 1 |
| 保健福祉部 | 78 | 26 | 38 | 10 | 6 | 4 |
| 環境部 | 55 | 11 | 36 | 3 | 3 | 4 |
| 生活労働部 | 11 | 4 | 5 | 2 | 2 | |
| 商工部 | 14 | 3 | 10 | | | 1 |
| 農政部 | 24 | 10 | 9 | 2 | 1 | 3 |
| 水産林務部 | 16 | 5 | 7 | 1 | | 3 |
| 土木部 | 97 | 34 | 53 | 7 | 7 | 3 |
| 建築都市部 | 45 | 14 | 25 | 1 | | 5 |
| 出納事務局 | 1 | 1 | | | | |
| 小計 | 386 | 123 | 206 | 31 | 22 | 25 |
| 議 | | | | | | |
| 議会 | 5 | 4 | 1 | | | |
| 公営企業の管理者 | 1 | 1 | | | | |
| 教育委員会 | 59 | 21 | 22 | 5 | 4 | 10 |
| 選挙管理委員会 | 53 | 45 | 6 | 1 | | 1 |
| 人事委員会 | 1 | | 1 | | | |
| 監査委員 | 1 | | 1 | | | |
| 労働委員会 | 1 | | 1 | | | |
| 収用委員会 | 1 | | | 1 | | |
| 海区漁業調整委員 | | | | | | |
| 内水面漁場管理委員会 | | | | | | |
| 公安委員会 | 1 | | | | | 1 |
| 警察本部 | 42 | 10 | 15 | 3 | 1 | 3 |
| 地方独立行政法人 | 1 | | | | | 1 |
| 地方三公社 | 1 | 1 | | | | |
| 合計 | 553 | 205 | 253 | 41 | 27 | 41 |

注 秘書室は、総務部に含まれます。

3 非開示事由適用件数

公文書の開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成18年度において非開示事由が適用された件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

表3-1 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

| 福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号 | 件数 | | |
|----------------------------------|-----|------|----|
| | 非開示 | 部分開示 | 計 |
| 第1号 個人情報 | | 21 | 21 |
| 第2号 事業情報 | | 15 | 15 |
| 第3号 行政内部情報 | | | |
| 第4号 国等関係情報 | | | |
| 第5号 行政運営情報 | 1 | | 1 |
| 第6号 捜査情報 | | | |
| 第7号 法令秘書情報 | | | |
| 第8号 議員個人・会派情報 | | | |
| 計 | | 37 | 37 |

表3-2 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

| 福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号 | 件数 | | |
|----------------------------------|-----|------|-----|
| | 非開示 | 部分開示 | 計 |
| 第1号 個人情報 | 7 | 169 | 176 |
| 第2号 事業情報 | 2 | 154 | 156 |
| 第3号 審議・検討等情報 | | 7 | 7 |
| 第4号 行政運営情報 | 6 | 25 | 31 |
| 第5号 任意提供情報 | | | |
| 第6号 捜査等情報 | | 8 | 8 |
| 第7号 法令秘書情報 | | | |
| 第8号 議員個人・会派情報 | | 1 | 1 |
| 計 | 15 | 364 | 379 |

注 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

4 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表4のとおりです。

表4 公文書の開示請求者別内訳

| 開示請求者の区分 | 件数 |
|-----------------------|-----|
| 県の区域内に住所を有する個人 | 277 |
| 県の区域内に事務所を有する法人その他の団体 | 159 |
| 県の区域外に住所を有する個人 | 42 |
| 県の区域外に事務所を有する法人その他の団体 | 75 |
| 合計 | 553 |

5 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成18年度は、不服申立てが10件ありました（表5）。

表5 不服申立ての状況

| 不服申立て案件 | 実施（諮問）機関 | 不服申立て年月日 | 情報公開審査会 | | 実施（諮問）機関の裁決又は決定 |
|-------------------------------|----------|----------|-------------------------------|----------|------------------|
| | | | 諮問年月日 | 答申年月日 | |
| 「県道岡垣宮田線の区域決定図面」非開示の件 | 知事 | 18.4.8 | 18.5.12 | 18.11.27 | 19.6.19 棄却 |
| 「特定政治団体の平成17年分の収支報告書」非開示の件 | 選挙管理委員会 | 18.6.1 | 18.7.12 | 18.10.6 | 18.10.23 全部認容 |
| 「特別弔慰金の請求を却下された者の戸籍抄本等」非開示の件 | 知事 | 18.8.25 | 18.9.22 | 19.2.20 | 19.4.17 棄却 |
| 「〇〇農産物処理加工施設に係る補助金関係文書」部分開示の件 | 知事 | 18.9.25 | 18.10.27 | 19.2.22 | 19.3.16 棄却 |
| 「〇〇中学校の組合加入率」非開示の件 | 教育委員会 | 18.11.22 | — | — | 19.1.10 全部認容 |
| 「産業廃棄物処理実績報告書」部分開示の件 | 知事 | 18.11.27 | 18.12.7 | 19.3.20 | 19.5.2 一部認容 |
| 「〇〇の運転免許証の写し」非開示の件 | 公安委員会 | 19.1.15 | 19.3.29 | 審査中 | |
| 「特定建築物の建築物構造再計算資料」部分開示の件 | 知事 | 19.1.30 | 19.1.31 (19.4.18 諮問取下げ) | — | 19.4.18 全部認容 |
| 「特定団体との協議の記録及び録音テープ」非開示の件 | 教育委員会 | 19.3.8 | 19.3.29 | 審査中 | |
| 「特定医療機関への指導等に関する文書」非開示の件 | 知事 | 19.3.22 | 19.5.1 | 審査中 | |

6 苦情申出の状況

平成18年度は、苦情申出がありませんでした。

7 出資法人の情報公開の状況について

情報公開条例第37条第1項により実施機関が定める出資法人が行う情報公開制度の状況は次のとおりとなっています。（表7-1、表7-2）

なお、平成18年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7-1 法人文書の開示申出の状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

| | |
|--------|---|
| 開示申出件数 | 8 |
|--------|---|

表7-2 法人文書の開示申出に係る処理状況

| 開示 | 部分開示 | 非開示 | | 却下 | 取下げ | 計 |
|----|------|-----|-----|----|-----|---|
| | | | 不存在 | | | |
| 3 | 2 | | | | 3 | 8 |

8 指定管理者の情報公開の状況について

情報公開条例第37条の2第1項により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開制度に基づく開示申出はありませんでした。

II 情報提供

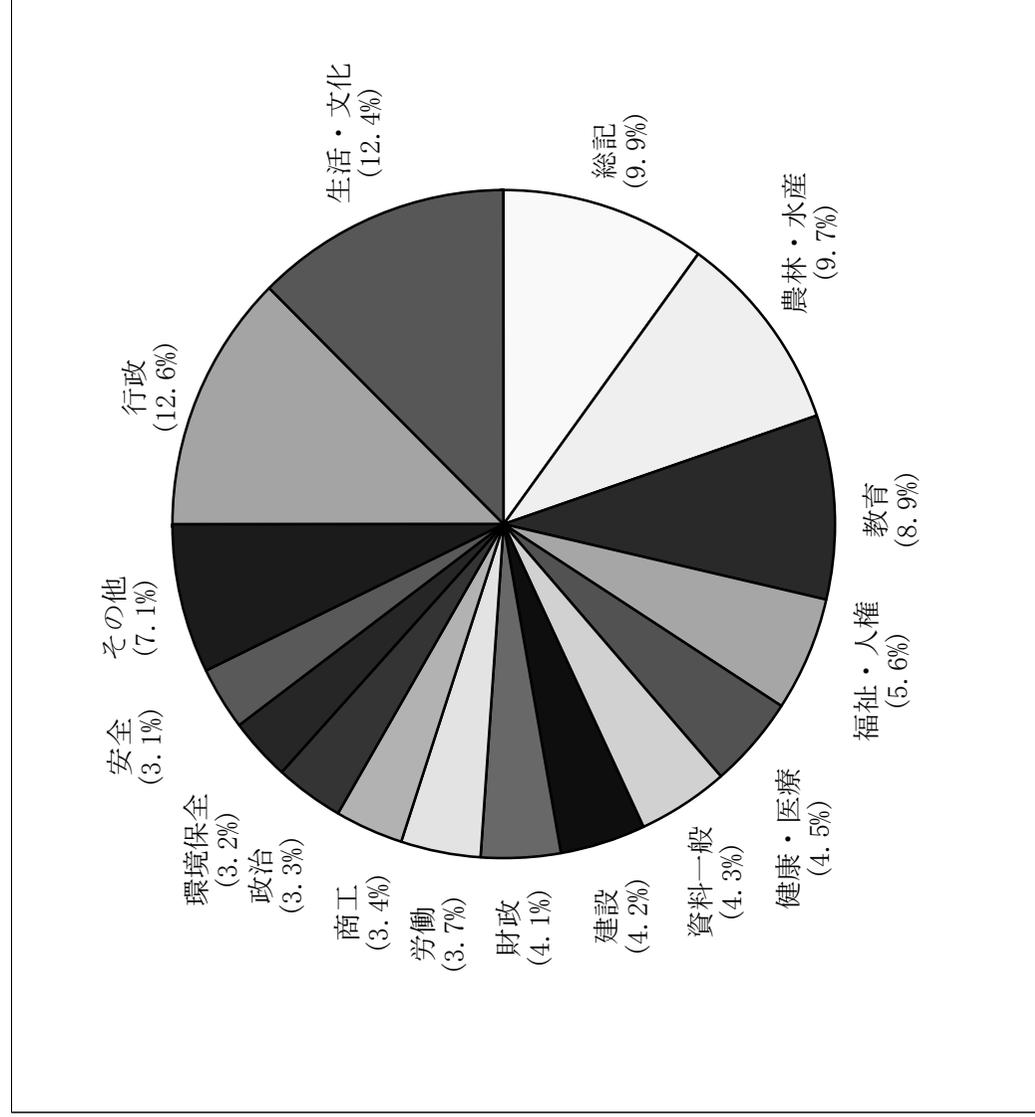
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを提供しています（表1、図1）。

表1 配架資料の件数（平成19年3月31日現在）

| 名称 | 件数 | 地区県民情報コーナー | | | | 合計 |
|----------|--------|------------|-------|-------|-------|--------|
| | | 北九州 | 筑後 | 筑豊 | 京築 | |
| 県民情報センター | 13,500 | 2,634 | 2,611 | 3,356 | 2,542 | 11,143 |
| 件数 | | 2,634 | 2,611 | 3,356 | 2,542 | 24,643 |

図1 配架資料の分野別構成比



注 「総記」には、年鑑、総合統計、要覧・便覧などが含まれます。

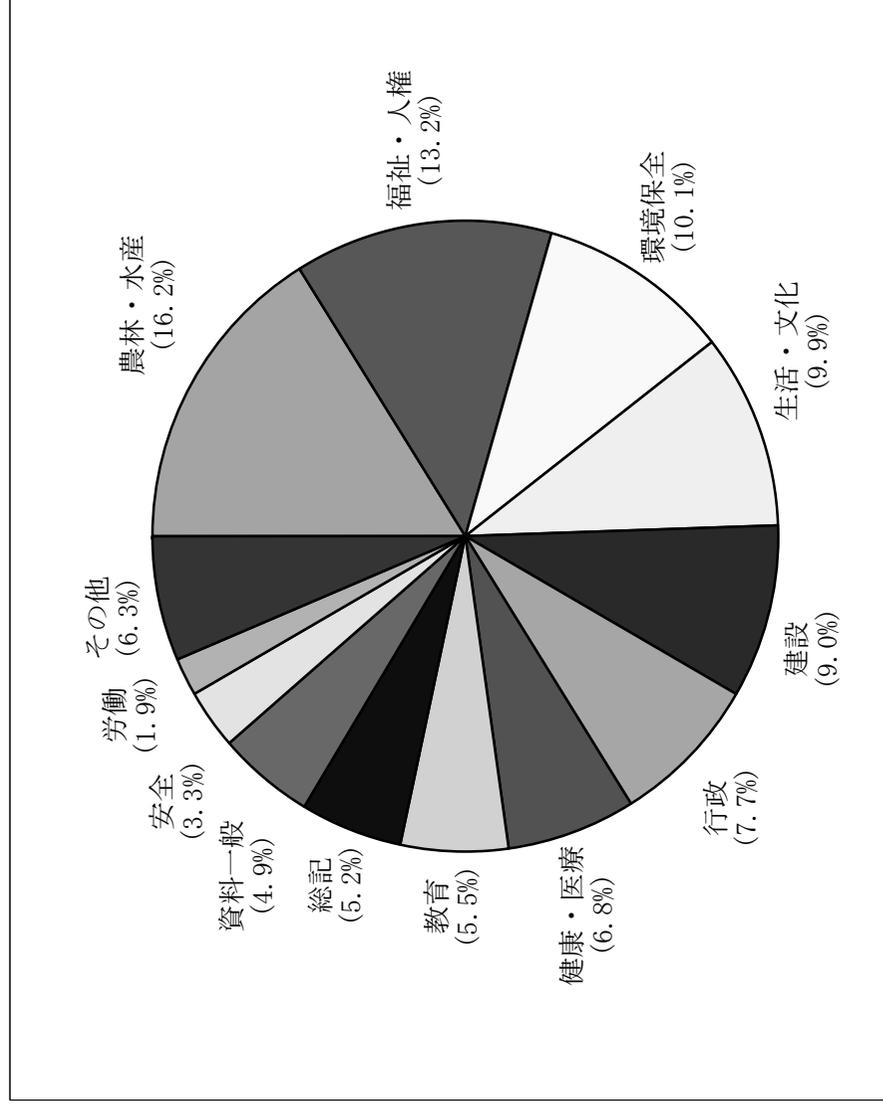
「その他」は、経済、自然・土地・人口、運輸・通信、余暇・スポーツ、エネルギー・資源に関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表2、図2）

表2 利用状況

| 区分 | 情報提供（人） | 写しの交付（枚） | 貸出し（冊） |
|------------|---------|----------|--------|
| 県民情報センター | 29,495 | 63,423 | 365 |
| 地区県民情報コーナー | 北九州 | 695 | 3 |
| | 筑後 | 3,331 | 23 |
| | 筑豊 | 6,473 | 30 |
| | 京築 | 3,661 | 8 |
| 計 | 48,267 | 78,496 | 429 |

図2 利用状況の分野別構成比



注 「その他」は、エネルギー・資源、経済、商工、自然・土地・人口、余暇・スポーツ、政治、財政、運輸・通信に関するものです。

3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「県政概要」など40種類の行政資料を4,543部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成18年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻 生 渡

平成18年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求

平成18年度の文書による自己情報の開示請求の件数は110件で、その決定の状況は、開示が74件、部分開示が30件、不開示が2件（うち不存在2件）、却下が3件、取下げが1件でした（表1-1）。

文書による開示請求の実施機関別の件数は、知事部局が73件、教育委員会が2件、人事委員会が9件、公安委員会が1件、警察本部長が18件、収用委員会が1件、地方独立行政法人が6件でした（表1-2）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求の件数と決定の状況

| 開示請求の件数 | 決定の状況 | | | | 取下げ | |
|---------|-------|------|-----|---|-----|----|
| | 開示 | 部分開示 | 不開示 | | | 却下 |
| | | | 不存在 | | | |
| 110 | 74 | 30 | 2 | 2 | 3 | 1 |

表1-2 文書による自己情報の開示請求の実施機関別件数とその内容

| 実施機関 | 件数 | 内容 |
|------------|-----|----------------------------|
| 知事 | 73 | ・保育士試験の得点等（23） ・その他（50） |
| 議会 | | |
| 公営企業の管理者 | | |
| 教育委員会 | 2 | ・県立高校入学試験に係る答案等（2） |
| 選挙管理委員会 | | |
| 人事委員会 | 9 | ・職員採用試験、警察官採用試験の成績（9） |
| 監査委員会 | | |
| 労働委員会 | | |
| 収用委員会 | 1 | ・境界立会確認書（1） |
| 海区漁業調整委員会 | | |
| 内水面漁場管理委員会 | | |
| 公安委員会 | 1 | ・苦情案件に対する処理に関する情報（1） |
| 警察本部長 | 18 | ・通報案件に関する情報（4） ・その他（14） |
| 地方独立行政法人 | 6 | ・大学入学試験等の成績結果（6） |
| 合計 | 110 | |

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成18年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、7,657件でした（表1-3）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができらるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成18年度は、知事部局が25、教育委員会が7、人事委員会が12、警察本部長が7、地方独立行政法人が16、合計67の試験又は選考が対象となっています。

表1-3 簡易開示の状況（件数は平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

| 実施機関 | 開示の対象となる試験又は選考 | 件数 | 開示期間 |
|------|-----------------------|-----|---------------------|
| 知 | 九州歯科大学附属歯科衛生学院入学者選抜試験 | 17 | 合格発表の日から9日間 |
| | 調理師試験 | 45 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県歯科技工士試験 | 61 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県准看護師試験 | 4 | 合否発表の日から1か月間 |
| | クリーニング師試験 | 1 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 製菓衛生師試験 | 1 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県ふぐ処理師試験 | 7 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 毒物劇物取扱者試験 | 6 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県介護支援専門員実務研修受講試験 | 2 | 合否通知を発送した日の翌日から1か月間 |
| | 技能検定試験 | 20 | 合否発表の日から1年間 |
| 事 | 職業訓練指導員試験 | 3 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験 | 47 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 採石業務管理者試験 | 2 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 狩猟免許試験 | 6 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 家畜人工授精講習会修業試験 | 1 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 小計 | 223 | |

| | | | |
|-----------------------|---|----------|--|
| 教 育 委 員 会 | 福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員） | 1 5 5 | 可否通知を送った日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県立高等学校入学選抜 | 5, 3 7 7 | 合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間 |
| | 福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定 | 2 9 | 入学者決定結果通知を送った日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県立特殊教育諸学校高等部入学者選考 | 1 | 合格発表の日の翌日から1か月間 |
| | 小 計 | 5, 5 6 2 | |
| | 福岡県職員採用上級・中級試験 | 1 1 3 | 合格発表日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県職員採用初級試験 | 1 3 | 合格発表日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験 | 2 1 | 合格発表日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県職員採用選考（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。） | 1 | 合格発表日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県警察官A（男性）採用試験 | 3 4 7 | 合格発表日の翌日から1か月間 |
| 人 事 委 員 会 | 福岡県警察官B（男性）採用試験 | 1 3 3 | 合格発表日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県警察官A（女性）採用試験 | 2 4 | 合格発表日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県警察官B（女性）採用試験 | 1 2 | 合格発表日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県警察官C採用試験 | 3 | 合格発表日の翌日から1か月間 |
| | 小 計 | 6 6 7 | |

| | | | |
|----------|---------------------|-------|--------------------|
| 警察本部長 | 猟銃等講習考査 | 66 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 警備員指導教育責任者講習修了考査 | 259 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 機械警備業務管理者講習修了考査 | 13 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 警備員等検定学科試験 | 285 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 警備員等検定実技試験 | 153 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 駐車監視員資格者講習修了考査 | 97 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 駐車監視員資格者認定考査 | 4 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 小計 | 877 | |
| | 九州歯科大学入学選抜試験 | 63 | 4月16日から1か月間 |
| | 九州歯科大学推薦入学試験 | 6 | 4月16日から1か月間 |
| 地方独立行政法人 | 福岡女子大学入学選抜試験 | 69 | 学生募集要項に定める期間 |
| | 福岡県立大学入学選抜試験 | 124 | 4月16日から1か月間 |
| | 福岡県立大学推薦入学試験 | 52 | 4月16日から1か月間 |
| | 福岡県立大学社会人特別選抜試験 | 1 | 4月16日から1か月間 |
| | 福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験 | 4 | 4月16日から1か月間 |
| | 福岡県立大学看護学部編入学試験 | 6 | 合格発表の日の翌月の1日から1か月間 |
| | 福岡県立大学大学院入学選抜試験 | 3 | 合格発表の日の翌月の1日から1か月間 |
| | 小計 | 328 | |
| | 合計 | 7,657 | |

2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成18年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）若しくは電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供されていると判断するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成18年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てによる救済を受けることができます。

平成18年度は、不服申立てが1件ありました（表4）。

表4 不服申立案件及び処理状況

| 不服申立案件 | 実施機関 | 不服申立年月日 | 個人情報保護審議会 | | 実施機関の決定 | |
|-----------------------------|------|----------|-----------|--------|---------|------|
| | | | 諮問年月日 | 答申年月日 | 決定年月日 | 決定内容 |
| 「特別用慰金却下処分に係る協議文書等」部分開示決定の件 | 知事 | 18.11.16 | 19.1.18 | 19.4.2 | 19.6.14 | 一部認容 |

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づきその附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成18年度は、不服申立に係る諮問が1件あり、1件の答申がなされました（表4及び表5）

表5 個人情報保護審議会の答申

| 答申年月日 | 件名 | 実施機関 | 諮問年月日 |
|--------|-----------------------------|------|---------|
| 19.4.2 | 「特別用慰金却下処分に係る協議文書等」部分開示決定の件 | 知事 | 19.1.18 |

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成18年度は、苦情相談はありませんでした。

公告

第35期福岡県労働委員会の委員の任期満了に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定めるところにより次期委員の候補者の推薦を求める。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体

- (1) 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
- (2) 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

(1) 労働組合の場合

- ア 推薦書 2部
- イ 労働者委員候補者調書 2部
- ウ 労働組合資格証明書 2部
- エ 労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

(2) 使用者団体の場合

- ア 推薦書 2部
- イ 使用者委員候補者調書 2部
- ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部
- エ 労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

- (1) 平成19年7月13日（金）から同年7月30日（月）まで

- (2) 推薦書類を持参する場合は、期間中県の休日を除く毎日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送する場合は期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県生活労働部労働局労働政策課（〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問い合わせは、労働政策課又は最寄りの福岡県労働福祉事務所を行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

福岡都市計画都市高速鉄道5号西日本鉄道天神大牟田線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成19年8月10日 午後7時から9時まで

(2) 場所

大野城市役所 本館3階311・312会議室（大野城市曙町2-2-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

| 路線名 | 位置 | 区域（延長） |
|---------------|---|------------|
| 5号西日本鉄道天神大牟田線 | 起点 大野城市栄町1丁目 終点 大野城市下大利団地 主な経過地 春日市春日町北町3丁目 | 約3,440メートル |

(2) 閲覧

同案については、平成19年7月13日から同月27日までの間、福岡県建築都市部都

市計画課、春日市都市計画課及び大野城市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年7月27日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健福祉部監査保護課に備え置きます。

平成19年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

生活保護法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第46号）の制定により指定医療機関、指定介護機関等の指定申請、変更届等に係る様式が廃止され、各実施機関の規則で定めることとされたが、廃止された様式と同内容の様式等を生活保護法施行細則で定めることとしたもの等であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成19年7月13日

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています